別記様式第９（第８条第５項関係）

失効届出

（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の 24 第１項関連）

年　　月　　日

内 閣 総 理 大 臣　　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

年　　月　　日付けの国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の 24 第１項の規定による届出に係る地位に就くことが見込まれないこととなりましたので、届け出ます。